

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は、「事業活動に伴って生ずる木くず」の排出事業者を問うものでしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のa～eの業種の事業活動に伴って生ずる「木くず」のうち、産業廃棄物に該当するものに○、産業廃棄物に該当に該当しないものには×を付けなさい。

- a 建設業（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものに限る）
- b 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）
- c パルプ製造業
- d 輸入木材の卸売業
- e 物品賃貸業

【解説】

産業廃棄物に該当する「木くず」は、建設業に係るもの（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものに限る）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだものと規定されている。

物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレットについては、平成19年の政令改正で追加されたものであるが、「物品賃貸業に係る木くず」はリース事業者から排出されるリース物品（家具・器具類等）に係る木くずが該当し、「貨物の流通のために使用したパレット」については、業種による限定が設けられていないため、排出事業者の業種を問わず、事業活動に伴って生じた木製パレットはすべて産業廃棄物に該当することとなる。

正解 全て○（つまり、全て産業廃棄物）

b～dは廃棄物処理法がスタートした時から、aは昭和58年から産廃木くずに指定されていますから、a～dは、多くの皆さんは迷わなかったものと思いますが、eは余程詳しい方か直接関係している業務を担当している方で無いと迷ったかも知れませんね。

業界では「木製パレットについては、業種を問わず産業廃棄物」は結構知られているのですが、同じ平成19年改正で「物品賃貸業に係る木くず」も産廃木くずに追加されています。

さて、ここ何回か「物の区分」が続きましたので、久々に処理施設の問題など。

Q、法第15条第1項に規定される産業廃棄物処理施設の申請があった場合には、都道府県知事が専門的知識を有する者への意見聴取を要する施設が政令で定められている。次のうち、それに該当しないものはどれか。

- (1) PCB汚染物の洗浄施設

～廃棄物処理問題～

- (2) 管理型最終処分場
- (3) 廃油の焼却施設
- (4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- (5) 廃石綿等熔融施設

【解説】

専門的知識を有する者への意見聴取を要する産業廃棄物処理施設については法第 15 条の 2 第 3 項に規定されている。これは第 15 条第 4 項(政令第 7 条の 2)に規定される施設と一致している。なお、生活環境に及ぼす影響についての調査の審査については第 15 条第 1 項に規定される産業廃棄物処理施設すべてに必要である。

【第 15 条の 2 第 3 項】

都道府県知事は、前条第 1 項の許可(同条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る)をする場合においては、あらかじめ、第 1 項第 2 号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

正解(4)

処理施設に関する規定は処分業(中間処理、最終処分)に携わる方は必須知識ですが、収集運搬業の方は、直接的にはあまり関係しないかも知れませんねえ。

産業廃棄物を処理する施設には、(BUNさんの認識では)3段階に分かれます。復習、確認しておきましょうか。

1. 産業廃棄物を処理するが、設置許可は不要。

もちろん、商売として産業廃棄物を処理する時は 14 条の「業許可」は必要です。ここでの「許可」は、法 15 条に規定する「設置の時に<設置許可>が必要」という趣旨です。

「設置許可」が必要な処理施設は具体的には政令第 7 条で規定する 19 種類に限定されています。

たとえば、「汚泥の脱水施設」は「1日あたり 10 立方メートル以上の処理能力を有する施設」と限定しています。だから、いくら汚泥の脱水施設でも「1日あたり最大で 7 トンの処理能力」しかない施設は設置許可の対象にはならないのです。

2. 設置許可は必要ではあるが、告示縦覧、専門家の意見徴収は不要。

これはいわば「普通の処理施設」であり、前述の「1日あたり 10 立方メートル以上の処理能力を有する汚泥の脱水施設」や「1日あたり 5 トン以上の処理能力を有するがれき類の破碎施設」などが該当します。

3. 告示縦覧、専門家の意見徴収も必要な重大施設。(この表現はBUNさんが呼んでるだけです)

これは環境影響が大きいと予想される処理施設で、最終処分場や焼却施設等が該当します。

では、今回の宿題はこの「重大施設」から。

宿題Q



法第 15 条第 1 項に規定される産業廃棄物処理施設の申請があった場合には、都道府県知事が所定の告示及び縦覧等を要する施設が政令で定められている。次のうち、それに該当しないものはどれか。

- (1) 石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- (2) 廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等の分解施設
- (3) 廃プラスチック類の焼却施設
- (4) 安定型最終処分場
- (5) がれき類の破碎施設